

国民のために
ブレずにはたく

日本共産党をのばして 自民党政治を変えよう



やまだ

山田ひろし
日本共産党



苦しい暮らし
抜け出したい



「富の一極集中」をただし
くらし応援にチェンジ!

- 消費税5%減税 廃止めざす インボイス廃止
- 大幅給料アップ 中小企業支援で最賃1700円

財源 大企業や富裕層への減税と優遇をただす
「公正な課税」

「力の支配」のアメリカいいなりをやめ
平和の外交にチェンジ!

- 「戦争国家づくり」の大軍拡に反対
- 非核三原則の堅持。憲法9条まもる

戦争は
絶対ダメ



くわしい政策は
日本共産党の
ホームページで

人権

- 差別と分断、極右・排外主義の政治NO!
- ジェンダー平等社会実現へ

経歴 1962年生まれ、立命館大二部卒

比例
代表は 日本共産党

と政党名で
お書きください
(比例は候補者名を書くとな効になります)

道半ば 信頼できる政治を取り戻す

政治の安定は
すべての基礎

選挙ばかりやっている国は政策がブレて、
外交でも足下を見られます。
まずは政治の安定を。

物価高対策は
「緩やかな円高」

円安は日本の安売りです。緩やかな円高
を通じて、円安から来る物価高を反転さ
せる必要があります。

具体的な
政策実現

交通安全、子どものスポーツ安全、女性の
尊厳、大型詐欺対策等で総理や担当大臣
を動かしました。

北九州市に
雇用のタネを

先の総選挙からこの1年3ヶ月、経済界、官
界との繋がりは確実に強化。市の雇用創出
のために役立てます。

おがた林太郎プロフィール

1973年1月8日八幡西区鉄竜生まれ。萩原小学校、穴生中学校、東筑高校卒業。1991年、東京大学入学。「外国に行く職業に就きたい」と思い、外務省を目指した。同大3年生時、外交官試験に最年少合格。後外務省入省。2005年、外務省退職。2009年8月、衆議院議員初当選後2期。2021年10月3期目当選。2024年10月4期目当選。

【特技】英語(国連英検特A級)・フランス語(仏検1級)



無所属 衆議院福岡9区

おがた
林太郎
53歳

高市総理の下で、
北九州市を、強く豊かに。



自民党公認
衆議院議員候補

三原あさと

VISION 1
生活の向上 — 賃上げと減税

高市内閣が掲げる
「責任ある積極財政」を後押し

物価高の中にあっても、給料を支払うのは企業であり国が賃上げを強制することはできません。だからこそ国が、賃上げしやすい環境をつくりまします。賃上げや生産性の向上に取り組む企業には法人税減税や補助金・助成金で力強く支援します。特に小規模企業が使いやすい制度を実現します。さらに、各種減税を断行し、減収分は、経済成長による税収増や国債発行枠の活用により補填します。
高市内閣の「責任ある積極財政」を全面的に後押しします。

VISION 2
安心・安全 — 国を守る覚悟

現実的で強固な
国防・安全保障体制

生活が改善されても、安心安全がなければ本末転倒です。国際情勢が緊迫する中、「自らの国は自らで守る」覚悟を、今こそ行動で示すべき時。国防費はGDP比2%を超えても、地政学的リスクを踏まえればまだまだ不十分。国防産業は、大企業から町工場まで日本の技術と雇用を支える裾野の広い産業です。国を守り、経済を回す。憲法9条の改正・スパイ防止法の制定等とともに、強固な国防・安全保障体制を築いていきます。

VISION 3
国家の課題解決 — 北九州の再興

北九州の再興を起点に、
日本列島を、強く豊かに。

課題先進都市・北九州市。少子高齢化や財政難等は、日本、ひいては世界が直面する共通の課題です。だからこそ、北九州市で解決の道筋を示すことにより、国と世界の未来を切り拓いていきます。北九州市のポテンシャルを最大限に引き出し、成長と課題解決を両立させます。私は地元選出の議員として、必要な予算の確保と果敢な規制改革により、北九州市の再興を起点に、日本を強く豊かにしていきます。

我がまち北九州市を、我が国日本を
もう一度、輝かせていきましょう！



想いや政策についてはこちらから公式ウェブサイトをご覧ください

つくるう、新しい答え。

「対決より解決」で日本を動かす

国民民主党
こくみん
Democratic Party For the People

大塚ひろたかの
政策5本柱

もっと手取りを増やす
1

国民の暮らしを豊かにする！

●所得制限のない「年収の壁」の見直し(665万円、850万円の壁の撤廃)
●家賃高騰への対策強化
●教育国債の発行により、健康保険料に上乗せされる「子ども・子育て支援金制度」(いわゆる「独身税」)を廃止

賃上げで物価高に打ち勝つ！
2

自分たちの安全は自分たちで守る！

●最低賃金の引き上げ(1,057円から1,150円以上へ)
●中小企業に対する賃上げ支援の拡充(事業主の社会保険料半減)
●ベビーシッター・病児保育利用への補助など、切れ目なく働き、給与を得られる環境づくりの推進
●災害発生を前提としたインフラ強化(道路・港湾・河川などの計画的整備)
●自衛官の処遇改善

もっと国民の命を守る
3

安心できる医療体制をつくる！

●医療DXの促進による切れ目のない、効率的な医療提供と質の向上
●医療現場における働き方改革の推進と、タスクシフト・タスクシェアへの支援(特定・認定看護師取得に対する税額控除、休職中の給与補てんなど)
●看護師等コメディカルスタッフの処遇改善(公定価格部分における東京と地方の待遇格差是正、処遇改善手当の直接支給)

もっと人づくりこそ国づくり
4

子育て支援と人への投資！

●ライフワークを見つけるための人への投資(リスキリング支援、公教育におけるAI利活用の推進)
●16歳未満の子どもがいる親の年少扶養控除の復活
●育児休業給付の実質手取り100%支給の実現と、毎月支給方式への見直し

5

大塚弘尊(おおつか ひろたか)
Profile

●平成28年3月東京大学法学部卒業 ●平成28年4月第一生命保険株式会社入社(千葉総合支社に配属。営業現場の支援や営業に同行することも) ●平成31年4月本社総合営業職推進部に異動(営業現場が働きやすい制度の運営に携わる) ●令和3年4月調査部に異動(法制担当として金融庁や厚生労働省といった官公庁との折衝に従事) ●令和7年4月公益財団法人心臓血管研究所に出走(企画・人事担当として医療職の採用や処遇改善に奔走)

若さと行動力で、日本の力に！

ひろたか
おつか
OFFICIAL WEB SITE



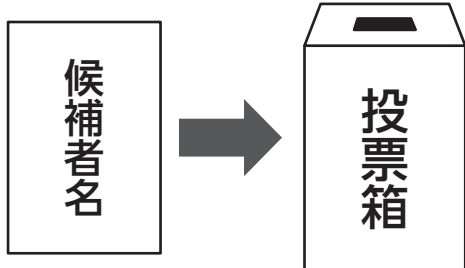
国民民主党公認
衆議院議員候補

大塚ひろたか

投票は3種類です

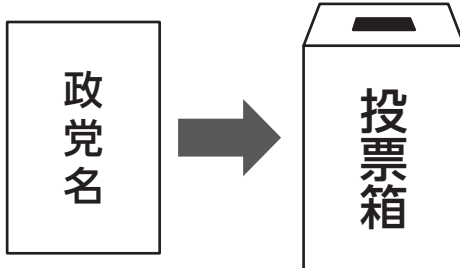
小選挙区

「候補者名」を記入



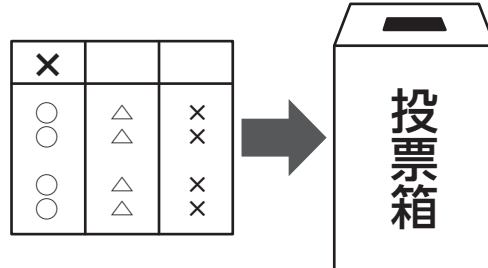
比例代表

「政党名又は略称」を記入



最高裁判所裁判官 国民審査

やめさせたいと思う裁判官
について「×」を記入



◇ 投票日当日の投票時間は、原則として 午前7時から午後8時までです。

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合がありますので、
市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

大事な投票、忘れずに!



◇ 投票日当日に用事などがある場合は、 2月7日まで「期日前投票」ができます。

- ・ 仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・ 投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で投票ができます。
- ・ 期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、
原則として午前8時30分から午後8時までです。

(ただし、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合があります。)

※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、
選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

◆ インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。
ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者や政党等に限られますので、
注意してください。
※ 選挙運動ができる期間は、投票日の前日までになります。

有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
- ・ 動画配信サイト（YouTubeなど）
- ・ SNS（LINE、X [旧 Twitter]、Facebookなど）

※ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、SNSのユーザー名などの連絡先を表示しなければなりません。

※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能

◆ やってはいけない！ 選挙運動のNG集

- 

✕ メールを使っの選挙運動はNG！

メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者や政党等だけです。候補者や政党等から送られてきたメールを転送してもいけません。
- 

✕ ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！

選挙運動用のホームページや候補者・政党等から届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。
- 

✕ 名前などを偽って送信するのはNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、情報を発信することは禁じられています。
- 

✕ 候補者に関するウソの情報の公開はNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

候補者に対して誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、
インターネットの適正な利用に努めてください。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。